

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外74名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第 17 準 備 書 面

2018（平成30）年3月26日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

本書面は、当時の亀山村で被爆した原告ら8名（原告番号市10，市20，市23，市40，市48，市49，市52及び県4）の被爆状況について、主張するものである。

## 第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の亀山村に関しては、同村の北西に位置する飯室村での調査において、飯室村の「古市では10分くらいばらばら雨が降った。紙片などは飛んでこなかった。」（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄108）という供述に続いて、亀山村について「敵機の落としたりしたもの（ゾンデ）3個、亀山村役場付近に落ちた」（同別紙体験談一覧表の4頁「調査メモ頁」欄95）という供述が得られているだけであるが（甲A69，70の95頁），前記飯室村での供述や、亀山村の南南西に位置する安村での「しばらくして黒雲空一面になり，光ってから1時間位経って雨が夕立のようにザーザー降り（伴の方はひどかったと思われる），大粒の雨が30分位も降った。相当出水があった。安川の水が墨のようになり2日間位黒かった。」（同別紙体験談一覧表の7頁「体験談聴取録番号」欄94など）などの供述をもとに、当時の亀山村の西側一部地域が宇田雨域の小雨地域となっていることを除いて、その余の地域は「黒い雨」が降ったとされる宇田雨域外となっている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，原告ら第13準備書面別紙体験場所地図1・2参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2），原告ら8名の供述に基づき（第3），亀山村全域が「黒い雨」降雨域であり、原告ら8名が被爆者援護法1条3号の「身体に原

子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## 第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

### 1 『広島原爆戦災誌第四巻』には「黒い雨」が降った旨の記載はないが、だからといって「黒い雨」が降らなかったとはいえないこと

#### (1) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容

亀山村は、1955（昭和30）年3月、可部町、三入村及び大林村と合併して安佐郡可部町となったところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第十九項「安佐郡可部町」（甲A75の目次、甲A77の783～787頁）には、原爆投下日の同町に関して、原爆投下時の閃光、爆発音、衝撃波及びきのご雲の記載に続いて、以下の記述がある。

#### ア ラジオゾンデの記載

「それから僅か数分、可部上空を敵の大型飛行機が通過、まもなく三つの大きな落下傘が、風に揺れてキラキラと輝きながら、だんだん落下しはじめた。落下傘は、その下に長い物体を吊っていた。

時刻は、午前9時15分ごろであった。

消防団員は、急遽出動。サイレンは激しく鳴りわたり、「時限爆弾だから200メートル以上は逃げるように・・・」との警報が出た。

住民はそれぞれ、散り散りバラバラになって一生懸命走って逃げた。

それから数時間、不安な時間がたったが、何も起る様子がなかった。

3個の落下傘は、亀山村大字大毛寺福王寺山麓の[ ]宅から300メートル離れた山林中に1個、同じく福王寺山麓で、上記のものより約600メートル離れた上大毛寺山林中に1個、もう1つは大毛寺の報恩寺裏から50メートルばかり離れた田の中に、それぞれ落下していた。

安佐部隊も、非常召集された。亀山村今井田の隊員■■■■は、畦の草を刈っていて閃光を感受した。そのあと役場吏員が自転車で連絡に来て、直ちに出勤し、大毛寺に落下した落下傘についている円筒の警備にあたった。円筒の周囲にアゼを作って水を引き、遠まわりから注意していた。そのうちに軍人が来て、その命令で馬車に恐る恐る乗せ、可部の地方事務所へ運び、そこの廊下に置いた。これを第二総軍司令部が持ち帰った。」

#### イ 天候に関する記載

「炸裂後、朝の快晴はどこへやら、昼からどんより曇って今にも雨が降り出しそうな空模様となった。」

#### ウ 避難者に関する記載

「6日午前9時ころ、全身黒く汚れ、火傷で火ぶくれとなり、たくさん血を流した裸同然の避難者が、広島市から可部街道を伝って殺到しはじめた。

衣服はボロぎれのように裂けて焦げていたし、頭髪は乱れ、裸足のままの姿であった。

避難者はみんな茫然自失のありさまで、ゾロゾロと力なく歩いてきた。

男も女も判別しがたい無残な形相であったが、中には顔面・背・手など露出部に直接閃光を受けたと思われる部分は、いちように火傷し、何かの蔭になっていたと思われる部分は火傷していなかった。ひどい負傷で、腕がぶら下がっている人も歩いて来た。

初めのうちは軽傷者が多く、徒歩で逃げのびて来たが、午後2時ころから重傷の兵隊や市民がトラックや荷馬車によって、はこばれて来はじめた。」

### (2) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容にかかわらず、「黒い雨」が降らなかったとはいえないこと

ア 原爆投下当日，亀山村はラジオゾンデや被爆者の救護で大混乱に陥っていたこと

前項ア記載のとおり，亀山村にはアメリカ軍が原爆投下に先立ち降下させた原爆による風圧などの観測用のラジオゾンデを吊るした落下傘3つが落下した。そのため，時限爆弾ではないかと警報が発令され，付近の住民に避難命令が出されるなど，大混乱となった。

さらに，前記ウ記載のとおり，原爆投下当日の午前中から被爆した避難者が広島市内から可部街道を伝って殺到し，さらに午後からはトラック等で重傷者が運び込まれたりした。

以上からすれば，原爆投下当日の亀山村は，ラジオゾンデの対応や負傷した被爆者の救護等で大混乱に陥っていたことは想像に難くなく，『広島原爆戦災誌第四巻』の編纂にあたって，これらが重視されたことは当然のことであった。

イ 差別を恐れて「黒い雨」が降った事実が隠蔽されたこと

さらに言えば，『広島原爆戦災誌第四巻』が刊行された1971（昭和46）年当時は健康診断の特例の制度が導入され，「黒い雨」被爆者に健康診断受診者証が交付されるようになる前のことであるから，「黒い雨」被爆者に対する援護制度はまだなかった。

他方で，1966（昭和41）年10月に刊行された井伏鱒二の小説『黒い雨』を挙げるまでもなく，被爆者（「黒い雨」により被爆した被爆者も含む。）が突如として晩発障害を発症することはよく知られており，そのため，被爆者は，縁談や結婚の際に忌避される対象として世間から差別されていた（甲A78－「黒い雨（小説）」ウィキペディアより）。それ故に，亀山村を含む安佐郡可部町でも「黒い雨」が降っていたことが公になってしまうと，「黒い雨」が降ったからといって被爆者援護の対象となるわけでもないのに，「黒い雨」が降った地域ということで，その地域の者，特に結婚前の若者が差別の対象

となることは確実であり、そのことを人々は恐れていた。

そのため、実際には「黒い雨」が降り、放射線の影響で人々が苦しんでいたにもかかわらず、差別を恐れて、当時の亀山村を含む安佐郡可部町については、前項イ記載のとおり、「昼からどんより曇って今にも雨が降り出しそうな空模様となった」とのみ記載し、「黒い雨」が降ったことを敢えて記載せず隠蔽したのである。

このことは、当時の亀山村で「黒い雨」被爆し、その後も生活をしてきた原告らの以下の供述からも裏付けられる。すなわち、原告番号市23が「結婚前は『ピカドンにあっているか』と、ことあるごとに聞かれ、本当にいやな思いをしました。原爆にあったことは人に言うてはいけないと父母から強く言われていたので、誰にも言わず手帳の申請もしませんでした。」(甲B市23の1)、同市48が「母は95歳で亡くなるまで、ずっと黒い雨でびしょびしょに濡れたと言っていました。また、就職や結婚での差別を恐れて『よそへ出て黒い雨のことは絶対にうっちゃあいかん』と言っていました。」(甲B市48の1)、同市49が「姉は、黒い雨を浴びたことは結婚に差し障りがあるということで、とても苦しんでおりました。そして、姉は、胃がんにより58歳でこの世を去りました。」と(甲B市49の1)、それぞれ供述しているとおり、亀山村を含む安佐郡可部町において、「黒い雨」が降ったことや「黒い雨」を浴びて被爆したことは、当時広く隠蔽の対象とされていたのである。

#### ウ 小括

以上のとおりであるから、『広島原爆戦災誌第四巻』には「黒い雨」が降った旨の記載はないが、だからといって「黒い雨」が降らなかったとはいえないことは明らかである。

### 3 亀山村が増田雨域にも入っていること

**(1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること**

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高陽町（同44頁以下）、中野村（同47頁以下）、福田村・馬木村・温品村（同49頁以下）、千代田町（同51頁以下）、倉橋町（同53頁以下）、海田町（同55頁以下）、戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるということが出来る。

## (2) 亀山村の「黒い雨」降雨状況等

亀山村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）』と題するノート（甲A35の1）によると、以下のとおりであった。

ア 綾ヶ谷（甲A35の1の132頁） 中雨，木片

住民の■■■■■は、「15才。自宅でピカ。しばらくして大粒，柿の木の葉が落ちるほどのかなりの夕立。30分や40分は降ったと思う。」と述べている。



■■■■■は「草取り中ピカ。しばらくしたら雨が降ってきた。雹のような雨だった。たんぼから走って帰った。ぬれた。かなり降った。たんぼの水は水はねができた」と述べている。

イ 西綾ヶ谷（同133頁） 中雨，木片

住民の■■■■■は「小学校6年数学の時間ピカ。1時間ほどして帰宅せよと言われ帰宅。雨は帰ってから降った（午前中）。井戸水を汲みに出たときも雨が降っていた。どの位の時間降ったかは覚えていない。」と述べている。

以上より，増田の調査結果から，亀山村に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

#### 4 亀山村全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて，亀山村全域が，広島市が2010（平成22）年5月に公表した，広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお，広島市調査の解析対象となったデータは，2008（平成20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので，そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり（甲A9の2～3頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い，「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲A41）。大瀧雨域が信用できるものであることは，原告ら第5準備書面の第2の4項（23頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

#### 5 小括

以上のとおり，亀山村は，宇田論文においては，一部のみ宇田雨域（小

雨地域)に入っているに過ぎないが、『広島原爆戦災誌第四巻』，増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば，亀山村全域が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

### 第3 原告らの被爆状況

#### 1 原告番号市10・[REDACTED] (甲B市10の1—陳述書，2—地図)

##### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市10・[REDACTED] (以下「原告」という。)は，被爆当時7歳で綾西国民学校2年生であった。家族は，祖父[REDACTED]と病気で寝たきりの祖母[REDACTED]と母[REDACTED]と長女[REDACTED]，次男[REDACTED]，次女[REDACTED]の4人兄弟で一緒に生活していた。原告は2番目(長男)であった。父は，昭和19年に戦死した。母は，祖父母の面倒をみながら農業をしていた。春と秋の農繁期には，母の両親が来て手伝ってくれていた。

##### (2) 被爆の状況

8月6日は，原告は，爆心地北1.7kmにある綾西国民学校の2年生で学校の教室にいた(当時の安佐郡亀山村大字綾ヶ谷1859-1，現在は綾西集会所となっている。)。1時間目の授業が始まってすぐ，雷が落ちたような閃光が走り，ドーンと大きな音がした。爆風で教室の仕切板がガタガタ揺れ，先生の誘導で近くの山に掘った防空壕に避難した。しばらくして外に出てみるときのこ雲がもくもくとあがり，原告の方に近寄って来て，辺りが薄暗くなった。学校が休校になり，自宅(当時の安佐郡亀山村大字綾ヶ谷[REDACTED]，原告の現住所地と同じ。)まで1.5kmくらいを歩いて帰る途中に雨が降りだし，母と妹が傘を持ってきてくれたが，よく降るので，びしょびしょに濡れてしまった。

黒い雨が降ったあとも，原告は，小川の水を飲み，雨のかかった野菜を食べ(畑のきゅうりを切ったら黒い汁がでてきたこともある。)，小川の水で風呂を沸かし，広島市内から避難してきた子供達とため池で一緒



は、灰が降り黒い雨が降った小川の水を汲んで飲料・風呂に使っていたし、ため池で泳いでいた。また、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

### (3) 健康状態

原告は、被爆当時の急性症状についてはよくわからないが、平成12年ころ肺炎になり50日ほど入院し、現在も通院している。平成15年ころから白内障の疑いがあるといわれ、現在も通院している。また、同じころから気管支ぜんそくを患っているので、風邪をひくととても苦しくなる。また平成15年ころ無呼吸症候群と診断され5年ほど通院した。

## 3 原告番号市23・[REDACTED] (甲B市23の1-陳述書, 2-地図)

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市23・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、被爆当時、7歳で綾西国民学校の1年生であった。家族は、父[REDACTED]と母[REDACTED]と長男[REDACTED]、長女[REDACTED]、次男[REDACTED]、三男[REDACTED]の5人兄弟と一緒に生活していた。原告は4番目(次女)であった。家は農業をしていたが、普段父は、馬車で荷物を運んでいた。

### (2) 被爆の状況

8月6日は、原告は綾西国民学校で授業中であった(当時の安佐郡亀山村大字綾ヶ谷1859-1、現在は綾西集会所となっている。)。大きな音がしたあと、先生から「危ないから、防空壕に入りなさい」と言われ、近くの防空壕に先生と一緒にいった。防空壕には、30分くらいいたと思われる。その後、先生と一緒に教室に戻り、かばんを持って帰り始めた頃に、雨が降りだした。学校から自宅(当時の安佐郡亀山村大字綾ヶ谷[REDACTED])までは、15分くらいかかるが、途中、ずーっと黒い雨が降っており、ずぶ濡れになった。

家に帰ってから、濡れた服を着替えて家の防空壕へ行き、姉が支度したご飯を食べた。しばらくの間防空壕にいたが、大丈夫だということで

家に帰って空を見たら、入道雲がもくもくと出ていた。その後、焼けこげた黒い紙が飛んで来て、家の近くの福王寺山に落下傘が落ちたのを兄と近所の人と見に行った。

当時、家の飲料水や風呂の水は、近くの谷の水を汲んで使っていた。その日も、原告はいつもと同じように水を汲みに行ったが、いつもと違って黒ずんでいた。母から「どこの水を汲んだん」と言われたことを覚えている。風呂にも黒ずんだ水を入れた。その後、当分の間その黒ずんだ水を飲料・風呂に使っていた。

### (3) 健康状態

原告は、急性症状についてはよくわからないが、被爆した後から下痢・腹痛・貧血・眩暈に悩まされていた。中学のころは貧血や眩暈がひどく通学も困難な状態だった。現在も、それらの症状は続いており、横にならなければならないことも多い。また、いつも頭痛があり現在も続いている。被爆をした後、歯を磨くと血が出て止まらなくなることが増えた。

40歳を過ぎた頃から、メニエルを発症するようになり、62歳の時に、子宮と卵巣の摘出手術をした。白内障の手術もしており、現在はメニエルの治療中である。平成27年7月には、左足が細菌に侵され、歩けなくなり、2か月間入院した。現在も治療中で杖なしでは、歩くのが困難である。

## 4 原告番号市40・[REDACTED] (甲B市40の1-陳述書, 2-地図)

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市40・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、被爆当時、7歳で綾西国民学校の2年生であった。家族は、父[REDACTED]と母[REDACTED]と長男[REDACTED]、長女[REDACTED]、次女[REDACTED]、次男[REDACTED]の5人兄弟と一緒に生活していた。原告は4番目(三女)である。長男は、戦地に行っていた。家は農業をしていた。

### (2) 被爆の状況

8月6日は、原告が綾西国民学校（当時の安佐郡亀山村大字綾ヶ谷1859-1、現在は綾西集会所となっている。）の教室で授業が始まるのをまっていると、突然ピカッと光り、ドーンと大きな音がし振動で教室の仕切板が倒れ、ガラスが割れた。生徒は大混乱になり校庭へ飛び出した。先生の指示で防空壕に入った。しばらくして、防空壕から出て、校庭で待機していると福王寺山の方に落下傘が飛んできた。その時、初めて落下傘を見た。その後雨が降りだし、黒い雨で自宅（当時の安佐郡亀山村大字綾ヶ谷■■■■■）に帰るまでにびしょ濡れになってしまった。家に帰ると姉に「どうしたんねそれは」と怒られたので覚えている。その後川で洗濯をしたが、川の水も濁っていた。

原告らは、黒い雨が降った小川の水を汲んで飲料・風呂に使っていたし、ため池で泳いでいた。また、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

### (3) 健康状態

原告は、黒い雨を浴びた直後から下痢が続くようになり、■■■■■医院に週に一度通院した。下痢は秋まで続き、同時に発熱もあった。子供のころ2回肺炎にかかり、家でずっと寝ていた。

原告は、中学校の頃から甲状腺が腫れ激しい痛みに悩まされたが、長い間原因がわからなかったが、昭和48年に甲状腺機能低下症と診断された。また、昭和47年に卵巣腫瘍の手術をし、平成17年に腸閉塞になった。平成26年には白内障の手術をした。現在も肝機能障害、腸閉塞、メニエル病、甲状腺の治療をしている。

## 5 原告番号市48・■■■■■（甲B市48の1-陳述書、2-地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市48・■■■■■（以下「原告」という。）は、被爆当時、9歳で亀北国民学校の4年生であった。家族は、父■■■■■と母■■■■■と長女■■■■■、長男■■■■■、次女■■■■■、三男■■■■■

の5人兄弟と一緒に生活していた。原告は3番目（二男）であった。家は農業をしていた。

## (2) 被爆の状況

8月6日は、原告は父と母が田んぼで草取りをしていたので、自宅（当時の安佐郡亀山村大字東綾ヶ谷 [REDACTED]，原告の現住所と同じ。）で妹と弟の子守をしていた。ドーンと大きな音がして空を見ると黒や赤茶色の雲が渦を巻いて上がっていくのや、細長い物体のついた落下傘が落ちてくるのが見えた。その後、母が草取りから戻り、自宅近くの山裾に掘った横穴へ避難するように言われ、弟と妹を連れて避難した。その時、空から灰が降っていた。しばらく横穴で過ごし、昼過ぎくらいに自宅へ帰るとき、地面には灰が積もり、黒い雨がザーザー降っていてびしょ濡れになった。原告たちは、黒い雨が降った小川の水を汲んで飲料・風呂に使っていたし、ため池で泳いでいた。また、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

## (3) 健康状態

原告は、黒い雨を浴びた後、下痢をよくした。昭和23年頃肺炎を患った。

原告は、22年くらい前に高血圧と診断され、6年ほど前には胃潰瘍と診断された。また、4年ほど前から前立腺肥大に悩まされている。

## 6 原告番号市49・[REDACTED]（甲B市49の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市49・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、被爆当時、9歳で東綾ヶ谷国民学校の4年生であった。家族は、父 [REDACTED] と母 [REDACTED] と長男 [REDACTED]，長女 [REDACTED]，次女 [REDACTED]，三男 [REDACTED] の5人兄弟と一緒に生活していた。原告は3番目（次男）であった。父は戦争に行っていた。母は、農業をしていた。

### (2) 被爆の状況

8月6日は、原告は安佐郡可部町の南原口で姉[ ]と[ ]配達をしていた。突然ピカッと光った後に、ものすごい風が吹いて、周りの木々が大きく揺れていた。しばらくして南の方を見ると、阿武山の方にきのこ雲が見えていた。大人の人達が大騒ぎしていたので、原告らは[ ]を配りながら、大急ぎで家に帰った。

家（当時の安佐郡亀山村大字東綾ヶ谷[ ]）に帰ってから家から1kmくらい離れた田んぼで草取りをしていたら、午後2時頃から周囲が急に暗くなり、雨がぽつりぽつりと降り始めた。洗濯物を取り込むために、田んぼから家に帰る途中で雨がひどくなり、ずぶ濡れになった。家に帰ってみると、その時着ていた白いシャツが黒く汚れていた。

また、原告宅では、近くの川の水を汲んで生活用水にしていたので、黒い雨の降った川の水を飲み、川の水で米を研ぎ、洗濯や風呂のために使っていた。また、黒い雨を浴びた家の畑の野菜を食べていた。

### (3) 健康状態

原告は、急性症状については、8月6日の夕方よりひどい下痢をした。

昭和63年9月にネフローゼで[ ]病院に入院し、現在も薬を飲んでいる。平成23年2月に胃癌になり、胃を全摘出し現在も治療中である。また、平成27年1月から甲状腺の薬を飲みはじめ、3月には大腸ポリープを切除した。

## 7 原告番号市52・[ ]（甲B市52の1－陳述書、2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市52・[ ]（以下「原告」という。）は、被爆当時、8歳で亀北国民学校の3年生であった。家族は、父[ ]と母[ ]と長女[ ]、次男[ ]、次女[ ]の4人兄弟で一緒に生活していた。原告は長男であった。家は農業をしていたが、父は満州へ出兵していた。

### (2) 被爆の状況



8月6日は、原告は亀北国民学校（当時の安佐郡亀山村大字東綾ヶ谷）の校庭で遊んでいた。広島方向で空が光りドーンと大きな音がして強風とともに大きな地鳴りがし、西側の山の上に赤黒い雲が出てきた。台風のような強風のため、校舎の窓ガラスはすべて外れて内側に倒れていた。しばらくすると、白い落下傘が2つ飛んで行くのが見えた。

学校から自宅（当時の安佐郡亀山村大字東綾ヶ谷■■■■■）に帰り、しばらくするとわか雨が降りだし外を見ると、黒い雨が降っていた。家から50mくらいのところにある田んぼの草取りをしていた母に蓑を持って行った時に、黒い雨でびしょびしょに濡れた。田んぼにいた母に蓑を渡して家に帰った。服が黒く汚れていたため、近くの小川で服を下洗いした。その後母が帰ってきたが、母の服も真っ黒に汚れていたため母は、風呂で体を洗っていた。

当時は、小川の水を汲んで飲料・風呂に使っていた。また、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

### (3) 健康状態

原告は、8月6日の夕方から頭痛がして発熱も始まり3日間ほど寝込んだ。

小学校6年のころから、耳が聞こえにくくなり、■■■■■病院の医師にメニエルと診断された。また、虫歯でもないのに、50歳ですべての歯が抜けた。60歳を過ぎて、平成3年と平成9年に心筋梗塞で生死をさまよい手術を受けた。

## 8 原告番号県4・■■■■■（甲B県4の1－陳述書）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県4・■■■■■（以下「原告」という。）は、被爆当時、4歳であった。家族は、祖父■■■■■と病気で寝たきりの祖母■■■■■と父■■■■■、母■■■■■と長女■■■■■、長男■■■■■、次男■■■■■、三男■■■■■の5人兄弟で一緒に生活



以上のとおり、原爆投下当時、亀山村に居住していた原告ら8名が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された井戸水や川水を飲んだり浴びたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告ら8名が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、亀山村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、亀山村の原告ら8名の中にも、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、貧血等の急性症状を発症した者がいることや（市23、市40、市48、市49、市52）、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった発がん等、遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり（市10、市49）、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、生殖機能障害、甲状腺機能障害、脳神経障害、循環器機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動障害及び潰瘍による消化器機能障害といった障害を患っている者がいること（市10、市20、市23、市40、市48、市49、市52、県4）からも明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上